

平成 26 年 2 月 5 日
消 防 庁

防災品（カーテン）の不適正品の回収について

（公財）日本防災協会から自主回収の対象となる防災カーテンの原反が7品あったとの報告を受けたので、公表します。

1 回収等の経緯

防災カーテン等^{※1}の性能を確認する機関（登録確認機関）として消防法に基づき登録されている（公財）日本防災協会（以下「協会」という。）の防災品の普及に関する報告書に、流通段階の防災品に係る協会の自主調査において、不合格品（出荷時に求められる防災性能基準^{※2}を満たしていないもの）が発生しているとの記載がありました。

※1：「防災カーテン」とは、火が燃え移っても、それ自身が火災を拡大させる原因とならない程度の自己消火性能（着炎後、燃える状態がやむもの）をもつカーテンをいい、消防法により、高層建築物等での使用が義務づけられている。

※2：「出荷時に求められる防災性能基準」とは、消防法施行令及び施行規則に定められている、着炎後、炎が消えるまでの時間が3秒以内等の基準。（参考資料1参照）

防災カーテン等の性能確認は、消防法上、出荷時点で登録確認機関等が実施する仕組みとなっており、流通段階において行う自主調査において、出荷時に求められる防災性能基準を満たしていない防災カーテン等の全てが直ちに問題になるわけではありません。

その中の一部には、防災性能がない（着炎後カーテン自体が燃え上がることはないが、一部でも25cm×15cmの枠内に火が留まらない部分があるもの）疑いもあることから、昨年12月、消防庁は協会に対し、協会から自主調査結果の報告がなかった平成18年度以降の調査において、出荷時に求められる防災性能基準を満たしていない防災カーテン等のうち、防災性能がないものの回収のために必要な措置^{※3}をとるよう指示しました。

※3：必要な措置

- ・防災性能がない防災カーテン等を精査すること。
- ・防災性能がない防災カーテン等の市場への流通状況を確認すること。
- ・精査の結果、防災性能があることが確認出来なかった防災カーテン等については、製造事業者等に公表及び自主回収を指示すること。

平成26年2月3日、協会から自主回収の対象となる防災カーテンの原反（加工前の布地）が7品あったとの報告を受けたことから、事業者名、製品名等を公表することとしました。

2 自主回収の対象となる防災カーテンの原反

事業者名	製品名	試験番号	製造年月日	流通量(m)
揚原織物工業(株)	ポリエステル	AO000006	2007年10月	253m
		AO030218	2008年8月29日	255m
	ベルベット	AO030218	2008年10月31日	250m
		AO030218	2009年11月18日	250m
尾張整染(株)	ラマダ	AO030251	2006年8月18日	250m
川越レース(株)	3497	A2100435	2012年9月18日	2,119m
光洋合織加工(株)	KG012	AO930435	2006年1月27日	600m

※ 回収の対象となる防災カーテンに関する問い合わせ先

事業者名	電話番号
揚原織物工業(株)	0778-52-7333
尾張整染(株)	0586-72-7826
川越レース(株)	075-671-1305
光洋合織加工(株)	075-313-2101

※ 防災カーテンの性能確認等、防災品全般に関する問い合わせ先

公益財団法人日本防災協会（電話番号：03-3246-1663）

3 防災品の性能確保に向けた対応

- 本件は、防災性能の確認試験を行った製品に関する詳細な仕様を届け出る仕組みになっていなかったため生じたことであり、協会に対し、防災加工する素材ごとに、使用する薬液の濃度、浸漬時間等、防災性能に影響を与える項目を具体的に届け出させるよう性能確認業務の運用改善を指示しました。（平成26年1月15日以降改善済み）（参考資料2参照）
- 防災カーテン等の性能確認のしくみに以下のような課題があると認識し、引き続き品質管理の厳格化、トレーサビリティの向上等の見直しを進めてまいります。

※ 性能確認のしくみに係る課題

- 製品の詳細な仕様を届出させる仕組みになっていない
- 登録確認機関による品質管理チェックが不十分
- 製造事業者等による品質管理が不十分
- トレーサビリティが確保されていない

<連絡先>

消防庁予防課 福井補佐・増沢係長

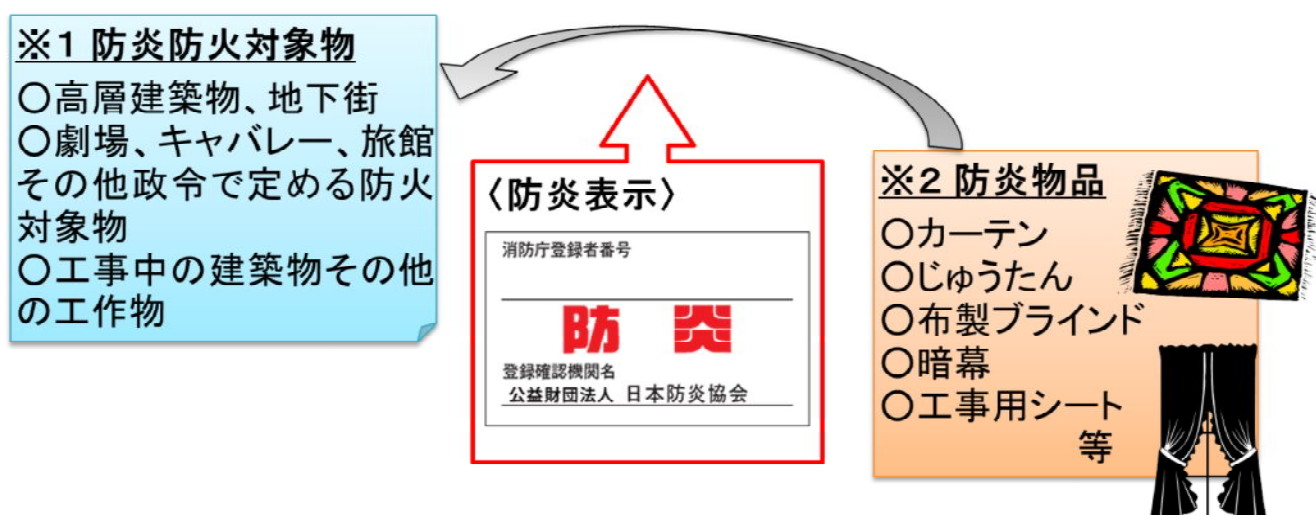
TEL 03-5253-7523（直通）／FAX 03-5253-7533

1 防災制度について

消防法（第8条の3）では、火災が発生した際に人命危険に発展する可能性が高い防火対象物（防災防火対象物^{※1}）においては、一定の防災性能を有する物品（防災物品^{※2}）でなければ使用してはならないと定められています。

また、防災物品は、その性能を有することを示す「防災表示」（ラベル）を付しているものでなければ販売することができないと定められています。

消防庁長官の登録を受けた法人（公益財団法人日本防災協会）は、事業者からの申請に基づき、製品の防災性能を確認し、基準を満たしているものに「防災ラベル」を交付しています。



2 法令で定める試験基準の例（消防法施行令第4条の3、消防法施行規則第4条の3）

薄手のカーテンの場合

	残炎時間 （着炎後、炎が消えるまでの時間）	3秒以内
	残じん時間 （着炎後、燻焼がやむまでの時間）	5秒以内
	炭化面積 （着炎後、燃焼終了までに炭化する面積）	30cm ² 以下

* 2m²以上の布から縦35cm×横25cmの試験体を切り取って実施する。